

特定健診・特定保健指導について

平成20年4月1日より「特定健診・特定保健指導」という新しい健診制度が、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき実施されています。

40歳以上75歳未満の被保険者と被扶養者の方々に、糖尿病、高血圧、高脂血症などの「生活習慣病」の該当者、予備群を減らす目的のための健康診断・保健指導の実施が健康保険組合等保険者に義務づけられています。

東芝病院総合健診センターでは完全予約制において、特定健診、特定保健指導を実施しております。

1. 特定健診

- (1) 受診できる方 : 健康保険組合等より受診券が送付されている方で、その扱いが「集合契約Aタイプ」のもの。
- (2) 健診日 : 4月を除く、偶数月の第1土曜日 8:30～
- (3) 特定健診項目 : 問診票・身長・体重・BMI・腹囲・血圧
血液検査（中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール・GOT・GPT・γGTP・空腹時血糖またはHbA1c・尿検査（尿糖・尿蛋白））
*医師の判断に基づき実施する検査
貧血（ヘマトクリット・血色素・赤血球）・心電図・眼底

2. 特定保健指導

- (1) 受診できる方 : 当健診センター、または他院にて特定健診を受診され、健康保険組合等より特定保健指導の受診券が送付されている方。
- (2) 実施日 : 毎週月曜～金曜の14:00～16:00（祝祭日除）
- (3) 指導内容 : 健診結果により、個別に実施します。
 - ①情報提供（受診者全員に行う）
 - ②動機づけ支援 → 原則1回1人20分以上の個別指導実施
→ 目標設定から6ヶ月後に評価実施
 - ③積極的支援 → 3～6ヶ月程度の支援、初回面接1人20分以上の個別指導実施
→ 期間中に個別、電話、メール等にて支援・確認
→ 目標設定から6ヶ月後に評価実施

- 3. 予約問合せ先 : 03-3761-4260（直通）

以上